

広島県告示第千二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成十九年十二月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

呉市川尻町大原五五七七の一八五から五五七七の一九〇まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

呉市川尻町大原五五七七の一八五から五五七七の一九〇まで

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大原五五七七の一八五・五五七七の一八六・五五七七の一八八から五五七七の一九〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）